七　台風、高潮、洪水、津波、地震その他の自然災害又は火災による貯留等工作物の損傷又は破壊による災害（第一号及び第二号に掲げるものを除く。）	速報及び詳報	災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	経済産業大臣及び所轄産業保安監督部長
八　主要な貯留等工作物の欠陥、損傷又は破壊による災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
九　土地の掘削によるガス等の噴出その他の災害（第一号から前号までに掲げるものを除く。）				
十　貯蔵した二酸化炭素についての災害（第一号から第五号までに掲げるものを除く。）		災害が発生した時から二十四時間以内可能な限り速やかに	災害が発生した日から起算して三十日以内	所轄産業保安監督部長
十一　火薬類の紛失、盗難その他の火薬類についての災害				

２　前項の規定による速報は、次に掲げる事項について、電話その他適当な方法により行わなければならない。

一　災害の発生の日時及び場所

二　災害の概要

三　災害の原因

四　応急措置

３　第一項の規定による詳報は、様式第五十二による報告書を提出して行わなければならない。

第二款　自主的な保安

（保安規程）

第七十五条　法第六十九条第一項の保安規程は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　貯留事業場等（法第六十六条第三項に規定する貯留事業場等をいう。以下同じ。）における保安に関する業務を管理する者の職務及び組織に関すること。

二　作業監督者が旅行、疾病その他事故によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者に関すること。

三　貯留事業等に従事する者に対する保安教育に関すること。

四　第七十三条各項に規定する貯留事業者等が講ずべき措置（試掘者にあっては、同条第二項に規定する措置を除く。第八十条第一項第三号において同じ。）について、これを実施するための方法、体制、必要となる教育及び訓練その他の具体的な事項に関すること。

五　現況調査で明らかになった保安を確保するための措置の内容に関すること。

六　保安を確保するための措置の評価の方法に関することであって次に掲げるもの

イ　現況調査を実施する体制に関すること。

ロ　措置の実施状況を確認する体制及びその時期に関すること。

ハ　措置の内容を評価する体制及びその時期に関すること。

ニ　措置の実施状況の確認結果又は措置の内容の評価結果の記録に関する事項に関すること。

七　前号に規定する評価の結果を踏まえた保安を確保するための措置の見直しに関すること。

八　災害その他非常の場合にとるべき措置に関すること。

九　貯留事業場等における保安についての記録（第六号ニに規定するものを除く。）に関すること。

十　その他貯留事業場等における保安に関し必要な事項に関すること。

（保安規程の届出）

第七十六条　法第六十九条第一項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十三による届出書を提出しなければならない。

２　法第六十九条第二項の規定による届出をしようとする者は、様式第五十四による届出書に変更を必要とする理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（作業監督者の選任）

第七十七条　法第七十一条第一項の規定による作業監督者の選任は、次の表の上欄に定める作業の区分ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる要件を有する者のうちから行うものとする。

作業の区分	作業監督者の要件
一　掘削用機械の操作その他の土地の掘削に関する作業	一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者（当該課程を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。以下この表において同じ。）であって、貯留事業場等又は石油鉱山（鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）第一条第二項第二号に規定する石油鉱山をいう。以下この表において同じ。）その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して三年以上従事したもの 二　前号に掲げる者のほか、貯留事業場等又は石油鉱山その他これらに類する事業場における土地の掘削に関する作業の保安に関する実務に通算して五年以上従事した者
二　貯留層への二酸化炭素の注入に関する作業	一　学校教育法による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者であって、貯留事業場における二酸化炭素の注入に関する作業又は石油鉱山における二酸化炭素の注入に関する作業に関する実務に通算して三年以上従事したもの 二　前号に掲げる者のほか、貯留事業場における二酸化炭素の注入に関する作業又は石油鉱山における生産管理その他これらに類する作業に関する実務に通算して五年以上従事した者
三　圧送機の操作その他の二酸化炭素（常用の圧力が一メガパスカル以上のものに限る。）の圧送に関する作業	一　一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二　一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者
四　火薬類の存置、受渡し、運搬及び使用に関する作業	一　一箇月に一トン以上の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状を有する者 二　一箇月に一トン未満の火薬類を取り扱う作業については、火薬類取締法第三十一条第二項の甲種火薬類取扱保安責任者免状又は乙種火薬類取扱保安責任者免状を有する者

２　貯留事業者等は、前項の表の上欄の各号に定める作業（火薬類を存置（火薬類の受渡し場所又は使用場所において一時存置する場合を除く。）する作業を除く。）をする作業監督者を選任するときは、前項の規定によるほか、当該各号の下欄に掲げる要件と同等以上の能力を有すると経済産業大臣（その事業の用に供する貯留等工作物の設置の場所が一の産業保安監督部の管轄区域内のみにある場合は、その貯留等工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長。以下この節（第九十条第一項及び第九十二条第二項を除く。）において同じ。）が認めた者から選任することができる。